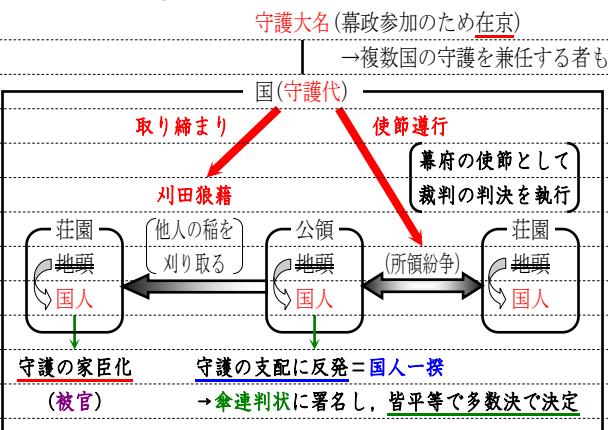


室町幕府の動向		守護大名の成長と抑圧
① 尊氏	1338年~足利尊氏(兄)・足利直義(弟)の二頭政治 尊氏(軍事指揮権など主制的支配権を担う)のち直義(所領裁判権など統治権の支配権を担う)対立	地頭(血縁的結びつき)→国人(地縁的結びつき) ★国人(地縁的結びつき、自立的な権力を強めた莊官・地頭などの在地領主) 南北朝の動乱により、中央の対立が地方に波及(国人の横暴) but 鎌倉時代の守護には大犯三カ条の権限しか認められていないため、各地の国人の横暴を防ぐには不十分だった →そこで、建武以来追加で守護の権限を強化
	〔観応の擾乱(1350~52)〕 (急進派)早く南朝倒そう (漸進派)まず組織整備 足利尊氏(征夷大將軍) 高師直(尊氏の執事) = 管領 足利直冬(直義の養子) 〔伝統的権威を否定し、在地での武士の権益拡大を支持〕 VS 〔伝統的権威の秩序維持を尊重し、公武協調を模索〕 ★ばさら(伝統無視・派手な行動)として近江の佐々木尊賢も有名 ①足利直義が高師直を殺害→足利尊氏が鎌倉で足利直義を毒殺 ②足利直冬が尊氏に敗北のち、尊氏は子の足利義詮に將軍を譲る	1346年 剣田狼藉(他人の稻を刈り取る行為)の取り締まり権 使節遵行権(裁判の判決を幕府に代わり守護が強制的に執行する)
② 義詮	1368年 足利義満が3代將軍に就任(→足利義詮の死去)→ 管領の細川頼之(のち康暦の政変で失脚)が足利義満を補佐 〔九州における南朝の抵抗〕 1371年 南朝の懐良親王(征西將軍)が九州を統一 1372年 北朝の今川貞世(ア俊)(九州探題)が制圧	1352年 半濟令(觀応令)ニ観応の擾乱の最中に出される 莊園・公領の年貢の半分を兵糧米として徴収する権利を守護に認める ★戦乱の激しかった近江・美濃・尾張の3国で1年限りの臨時に施行 →のち、各地の守護たちの要望により全国的・永続的に行われる
	1378年 幕府を京都三条殿から京都室町殿に移転 足利義満が京都に建てた將軍邸は「花の御所」と呼ばれる 〔朝廷の京都市政権(檢非違使の管轄)接収〕 侍所(檢非違使の京都警察権・裁判権を接収) 政所(檢非違使の京都商業課税権(倉役・酒屋役の徴収)を接収)	1368年 半濟令(応安令)ニ全国的な半濟令 ①皇室・寺社・摂関家領を除いた莊園・公領の年貢の半分を徴収 ②莊園・公領の下地そのものの半分を認める(事実上の下地中分) ★守護請(守護が莊園・公領の一定の年貢納入を請け負う制度) 国人層の年貢滞納に悩まされた莊園領主は少しでも年貢収入を確保するため守護に莊園の經營を任せるようにした 〔国衙の行政機能の吸収(守護の権限強化を背景に獲得)〕 段錢・棟別錢(田地・家屋ごとに賦課する権限を朝廷(国司)から接収) →昔の一国平均役(P20へ)
③ 義満	1392年 足利義満の斡旋で南北朝が合一 →後龜山天皇(南朝)が後小松天皇(北朝)に譲位 →三種の神器(皇位の象徴としての鏡・劍・玉)を譲渡	〔守護大名の成長〕 守護は幕府から与えられたこれらの権限行使し、国人を被官(家臣)とし、一国全体に及ぶ支配を確立した守護大名へと成長。守護が任国を領国化した支配体制を守護領国制、守護の代官を守護代というが、一円知行化はできず (勢力が強大化しそぎた守護大名を足利義満が抑圧)
	1394年 足利義満が太政大臣に就任(征夷大將軍を辞任) 翌年出家して道義と名乗る→北山殿(のち鹿苑寺金閣)を建立	1390年 土岐氏の乱 by 土岐康行(美濃中心の守護大名) 1391年 明徳の乱 by 山名氏清(山陰中心の守護大名) 11カ国を兼任=六分一殿(六分一衆)と称された 1399年 応永の乱 by 大内義弘(周防・長門中心の守護大名) 6カ国を兼任一堺(和泉国)で反乱を起こすが敗死

図解NOTE①【守護大名の成長】



図解NOTE②【半濟令・守護請】

